

議案第4号 別冊

令和2年度

事業計画書

自 令和2年4月1日

至 令和3年3月31日

岩手県農業共済組合

I 基本方針

平成 27 年度に合理的で効率的な制度運営、組合員農家の負担軽減、農業共済団体のガバナンス（内部統制）強化等の課題に対処する組織体制を構築するため県内 7 組合が合併、岩手県農業共済組合がスタートし今年度で 6 年度目を迎える。

近年は過去に経験したことのない自然災害等が全国各地で頻発しており、農業関連インフラの防災・減災対策が急務となる中、農業保険をはじめとする農業経営安定対策が、その重要性を増してきている。

今次の農業共済にかかる制度改正は、農業経営収入保険制度の導入や農作物共済の当然加入制の廃止など、これまでにない大改革となり、収入保険制度の実施主体となる N O S A I 団体は、これまでの農業災害対策に加え、農業者の経営発展を支える役割を新たに担うこととなった。

このため、平成 30 年度から全国の N O S A I 団体が統一して取り組む「安心の未来」拡充運動の実践により、農業者が経営方針を立てる際に適切なアドバイスができるよう、農政全般・税務等の知識を身に付けるとともに、これまで以上に農業の現場に足を運び、全ての農業者にセーフティネット（安全網）を提供するため、農業共済制度と収入保険制度の加入促進に取り組むこととする。

3 年度目を迎えた「安心の未来」拡充運動の「より広く、より深く、農家のもとへ」を行動スローガンに、次の事項を重点課題とし運動目標とする「すべての農家に「備え」の種を届けよう」の達成を図るものとする。

1 農業者の経営展開に即したセーフティネットの提供

(1) 令和 2 年度総目標共済金額 1 兆 4,335 億円の達成と収入保険加入目標 2,220 経営体の達成

- ① 組合員の農業経営安定のため補償の強化を図る。
- ② 農業者の「経営安定」「経営発展」「経営評価」と農業経営の総合的な補償制度である収入保険制度への加入を強力に押し進める。

(2) 適切な制度選択の支援

- ① 農業共済制度、収入保険制度及び類似の経営安定対策の内容を熟知し丁寧な説明による、個々の農業経営の発展方向にふさわしい制度を選択できるよう農業者を支援する。
- ② 本年は、特に（ア）全ての農産物を対象にあらゆるリスクに対応できる収入保険の普及、（イ）頻発する農業用ハウスへの被害に対応できる園芸施設共済の引受拡大、（ウ）令和 3 年産までで廃止される水稻共済等一筆方式から他方式への円滑な移行に取り組むものとする。

(3) 農作物共済等の確実な加入推進

- ① 農業災害対策としての制度の機能と加入の必要性について幅広く周知し、無保険者を出さないよう地域農業再生協議会等と連携し推進に取り組む。
- ② 水稻共済にかかる共済掛金水準が低廉であること、損害防止事業を通じた経営支援など等、農作物共済加入のメリットを十分に説明のうえ、加入を推進する。
- ③ 水稻共済等一筆方式が廃止される令和4年産以降、半相殺方式や全相殺方式、品質方式への円滑な移行を図るため、その準備期間として組合員への周知・推進活動を強化する。

(4) 農業者の経営情報の完全把握

農業経営の総合的補償である収入保険制度と農業災害対策の柱である農業共済制度の両制度の機能を最大限に発揮するため、市町村、関係機関・団体（含NOSA I基礎組織）と連携し、農業者ごとの栽培品目や経営規模、農業保険の利用の有無等、顧客リストの整備と活用を図る。

(5) 個々の農業経営の発展を支援する加入推進

- ① 農業共済制度または収入保険制度への加入を促進するため、各種会議及び研修会等に積極的に参画するとともに、顧客リスト等により、有資格者の全戸推進に取り組む。
- ② 農業共済対象品目以外の栽培・飼養農業者には、収入保険を重点的に推進する。

2 推進体制の構築・整備

(1) 推進体制の構築

個々の農業者の適切な制度選択を後押しするため、各種の相談に応じられるよう、作目ごとの政策や税務等の知識を有する職員によるチームを編成するなどの体制を構築する。

(2) 関係機関との連携強化

農業共済制度の安定的運営及び収入保険制度の普及を強化するため、新しく関係機関・団体の協力の下、農業保険加入推進協議会（仮称。以下、推進協議会という。）を組織し課題の洗い出し、加入推進方策の実践に取り組む。

3 人材育成と役職員の資質向上

- (1) 農業共済制度及び収入保険制度の専門家となる人材を育成するため、職員研修を計画的に実施する。
- (2) 収入保険制度については、農業政策全般のほか、税・農業簿記等の知識

も有し、農業経営改善の助言ができる職員の育成に取り組む。

4 事業運営基盤の強化

(1) 信頼される事業運営の展開

- ① 農業者や国民に信頼される組合組織とするため、情報開示や説明責任の徹底、内部けん制機能の強化・確立等、コンプライアンス（法令等順守）を踏まえた事業運営を徹底する。
- ② 特に、これまで農業保険制度の対象品目ではなかった作物を栽培する農業者に対しては、組合組織に対する理解の醸成に努める。

(2) 基礎組織構成員との連携強化

農業保険制度の加入推進の推進母体として地区協議会構成員（総代・共済部長・損害評価会委員・損害評価員）の協力体制が不可欠であることから、引き続き、その体制の維持とともに、業務の効率化や支援体制を強化し、構成員が活動しやすい環境づくりに努める。

(3) 団体の社会的責任活動

地域に貢献するNOSA I活動として、全国統一的に取り組む「ふるさと見守り活動」の継続実施により、地域社会の安全をより確かなものとし、住みよい生活環境の保全に貢献し、地域社会とよりよい関係を築く。

(4) 家畜診療所の安定運営

- ① 令和元年度から家畜診療所勘定が新しく家畜共済勘定から独立したことを踏まえ、今後とも良質な家畜診療を提供するため事業収支の安定に努める。
- ② 家畜診療所は、地域の家畜衛生全体に重要な役割を果たしていることから、獣医師の確保など運営全般に係る諸課題については、県、市町村、畜産関係団体等とも連携し対応する。

5 広報・広聴活動の強化

(1) 広報戦略の確立と実践

農業保険制度と収入保険制度の普及・定着の実現のため、広報・広聴活動の重要性を踏まえ、各種広報媒体の活用方針を明確にした広報戦略を確立する。

(2) 農家との信頼関係を構築する広報活動の実践

農家から信頼される組合組織となるため、面談・訪問活動など、不断の広報・広聴活動の実践とともに、広報紙や農業共済新聞、ホームページなど各種広報媒体の特性を最大限に活用し、その拡充・強化を図る。

6 引受計画と実施方策

令和2年1月22日付け元経営第2303号農林水産省経営局保険課長・保険監理官通知「令和2年の農業保険の加入推進について」を踏まえ、加入推進方策を策定のうへ推進する。

(ア) 農作物共済

① 加入推進方策

ア 加入推進目標

一筆方式からの方式移行の取り組みも含め、継続加入の確保と未加入者の解消を図るため、収入保険も含めた加入見込みを各地域センター一律に設定し加入推進を行う。

イ 一筆方式からの移行の取り組み

i 移行目標と移行後の保険又は方式の推進

円滑に移行が図られるよう、令和3年産までの移行目標を設定するとともに、移行後の保険又は方式の推進に当たっては青色申告を行っている農業者については収入保険を優先的に勧める。農業共済を選択する農業者には補償割合、単位当たり共済金額の選択により掛金負担の軽減ができること、耕地ごとに補償ができる一筆半損特約を説明するなど、農業者ニーズに応じた推進に努める。

ii アンケート調査の実施

水稻共済では一筆方式の廃止後に収入保険を含めどの方式を選択するか意向の把握と、説明時の参考とするためアンケート調査を実施する。

ウ 加入推進の強化

加入推進時期の前倒しにより推進期間を確保し、継続加入から漏れた農業者全てに対しての再推進及び、加入申込書を提出しない農業者全てに対しての個別訪問を実施する。

エ 制度内容の普及

i 一筆方式からの円滑な移行及び最高補償割合である全相殺方式、品質方式及び災害収入共済方式への加入促進を図るため「パンフレット」や「農作物共済のあらまし」を全農家に配布し普及を図る。

ii 農作物共済制度から収入保険制度に加入を切り替える場合の掛金等の取扱いについて丁寧に説明する。

② 引受けの適正化

ア 諸会議等の開催及び専門研修会等の受講

適正な引受実施のため、センター事業担当者を対象とした担当者会議等の開催、農林水産省主催の専門講習会を受講し、専門的知識の習

得や職員の資質向上・平準化を図りコンプライアンス態勢の強化に努める。

イ 基準単収設定の適正化

- i 水稻 各地域センターの隣接地域における収量等級設定状況の確認を行い、差異がある場合、設定収量等級見直しや改正についての検討を行うとともに、新規需要米（飼料用米）の基準単収設定補完のための実測調査等を実施し適切な引受けを図る。併せて、令和3年産から予定されている節目幅の見直しにかかり収量等級表等の見直し作業に着手する。
- ii 麦 過去の出荷実績が得られる組合員はその実績値を基礎として基準単収を設定し、過去の実績が得られない場合は、耕地条件、肥培管理等の現地調査結果及び過去の被害実績を適用した適切な基準単収の設定を図る。

ウ 引受けの早期確定

i 事務処理の適正化

- ・ 加入申込書兼変更届出書の加入申込期間内の提出
- ・ 責任開始前までの加入承諾、加入不承諾の実施
- ・ 正確な耕地情報の把握による引受けの早期確定
- ・ 共済掛金等納入告知書の適時適切な発行と共済掛金等の期限内完全徴収
- ・ 責任期間中の収入保険移行者、期限内共済掛金等未納者の適切な共済関係の解除

ii 水稻については、市町村農業再生協議会や東北農政局岩手拠点と連携し、水稻生産実施計画の変更内容との突合処理と加入承諾書兼共済掛金等払込通知書による組合員へ内容確認の実施を行い、引受変更の適正化と早期の引受確定を図る。

iii 麦については、市町村農業再生協議会並びにJA等関係団体との情報交換に努め作付面積の把握を行い、引受対象耕地の引受けと畑作物の直接支払交付金申請者等に係る単位当たり共済金額について適切に適用する。

エ 未収共済掛金等の早期回収

過年度未収について早期解消のため、役職員による積極的な個別訪問の実施により回収を図り、また、県との協議並びに顧問弁護士の指導を得ながら解消を図る。

③ 関係機関との連携強化

市町村農業再生協議会など関係機関との連携により、水稻生産実施計画書と水稻共済加入申込書兼変更届出書の一体化処理のための協

議・検討と帳票出力処理を行い、継続的な一体化処理の実施による適正な引受けを図る。

(イ) 家畜共済

① 加入推進方策

ア 飼養計画に対する補償充実への取組み

家畜共済制度において、死亡廃用共済と疾病傷害共済へのセット加入による補償の充実を図ることが必要であり、さらには、支払限度超過を避けるためにも期首引受けでの制度説明が重要となる。そのため、補償内容の提案に際しては、掛金に係る説明など制度の改正点について誤解を与えないよう正確かつ丁寧な説明を行う。

イ 関係機関・団体との連携による推進

行政、農業協同組合、生産組織等との連携強化を図り、生産組織等の活動状況など情報を得て、未加入地域を重点とした説明会の開催または直接訪問による家畜共済の推進強化に努める。

ウ 飼養者リストの整備

役職員、各種説明会、関係機関団体、家畜診療所獣医師等から知り得た農業者情報の整備を進めるため、更なる情報提供の依頼を行うとともに戸別訪問による情報収集を行う。

農業者の情報については、畜産業での類似制度の加入状況や他農業生産品目等の情報収集を行い、総合的な顧客リストの整備を行う。

② 制度の普及

ア 定期的に（基本的には10月1日現在）農家の飼育頭数を調査し、共済資源の把握に努める。

イ 農業者リストの整備を図り、年度初めに重点推進する畜種又は地区を設定、農家ニーズを把握しながら補償を提案して、継続的に効率的・効果的な推進を行う。

ウ 死亡廃用共済並びに疾病傷害共済による区分及び包括共済家畜区分について、万全の補償となるよう、農家に対する新制度の周知と加入促進に努める。

エ 大規模肥育農家及び養豚農家等の未加入農家に対して、事故除外方式等の加入推進を行い引受拡大に努める。

オ 期首・期中・期末調整及び収入保険への切り替え、廃業等による掛金等調整作業が生じた場合は、適正な事務処理に努める。

カ 牛個体識別情報への異動等の通知を速やかに行うよう周知を図る。

③ 引受けの適正化

ア 期首・期中・期末時の異動頭数及び個体確認は、牛個体識別情報検索

システム又は組合員等の帳簿その他の飼養管理の記録を利用して家畜の飼養頭数を効率的に確認することにより、継続加入申込書の記載内容を確認し事務取扱要領に基づき適正に引受けする。

なお、牛における現地での飼養頭数確認の際には、耳標による確認を励行し、飼養牛の個体把握が確実となるように努める。

イ 評価基準に基づく適正評価と家畜診療所との連携による提案推進を継続加入時に行い、一頭当たり共済金額の死亡廃用共済にかかる付保割合並びに疾病傷害共済にかかる補償選択割合の上限加入に努める。

ウ 組合員への家畜共済制度と収入保険制度の説明に努め、農業者の経営方針に沿った補償制度の選択について周知を図る。

④ 家畜共済未収掛金等の早期回収

家畜共済組合員等負担共済掛金等については、分納による共済掛金等が払込期限までに支払われなかった場合は、回収に努めるとともに、督促状により期限を指定してこれを督促し、事業規程等の定めるところにより延滞金を徴収する。

⑤ 農林水産省主催専門研修会の受講

家畜共済事業の実務を担当する組合職員は、事業の仕組みや専門的知識の習得を図り、適正な事業運営を行うための研修会を受講し、職員の資質の向上・平準化に努める。

⑥ 関係機関との連携強化

県（地方振興局）、市町村、JA、各関係団体及び生産者等との連携を強化し、制度の普及啓発と資源情報の把握に努め、引受拡大を図る。

（ウ）果樹共済

① 加入推進方策

ア 加入推進目標

制度機能を果たせるよう、加入率向上を図るため、品目ごとに加入率が低位の地域センターを重点的に、加入率の向上が図られるよう収入保険も含めた加入見込みを設定し加入推進を行う。

イ 樹園地単位方式及び半相殺特定危険方式からの移行の取組み

令和4年産以降、これらの加入方式が廃止されることから、半相殺減収総合方式、全相殺方式等、他の方式への円滑な移行が図られるよう、令和3年産までの移行目標を設定するとともに、移行後の保険又は方式の推進に当たっては青色申告を行っている農業者については、収入保険を優先的に勧める。農業共済を選択する農業者には補償割合の選択により掛金負担の軽減ができることを説明するなど、農業者ニーズ

に応じた推進に努める。

ウ 加入推進の強化

加入推進時期の前倒しにより推進期間を確保し、継続加入から漏れた農業者全てに対しての再推進及び、加入申込書を提出しない農業者全てに対しての個別訪問を実施する。

エ 制度内容の普及

- i 廃止となる引受方式の円滑な移行と、制度内容を組合員等へ適切・的確に説明するため、制度普及リーフレット(12月配布)を作成し、加入推進などに活用する。
- ii 重要事項の説明及び加入承諾書兼共済掛金等払込通知書に算出根拠を記し、制度内容の周知を図る。
- iii 果樹共済加入者に対し経営管理に役立てるため、経営管理ノート(12月配布)を県及びJA等からの指導を受けて作成・配布する。
- iv 収入保険制度の開始に伴い、生産者に対して果樹共済制度との関係及び既存制度から収入保険制度に加入を切り替える場合の掛金等の取扱いについて丁寧に説明する。固定資産としての樹体の補償を図るため、樹体共済の導入を検討する(収入保険及び収穫共済とのセット加入への対応)。

オ 引受率の向上対策

- i 有資格面積の調査を継続し、結果樹齢に達した樹種の完全引受を徹底する。
- ii 農家負担の公平性を説明するため、危険段階別共済掛金率を適用した保険設計書を活用した提案型推進により、収入保険への加入も含めた新規加入の促進を図る。
- iii 新品種については、農業研究センター、普及センター及びJA等からの情報収集と栽培状況調査を行い、適時、標準収量表に追加し引受拡大を図る。

② 引受けの適正化

ア 諸会議等の開催及び専門研修会等の受講

適正な引受実施のために、センター事業担当者を対象とした担当者会議等の開催、農林水産省主催の専門講習会を受講し、専門的知識の習得や職員の資質向上・平準化を図りコンプライアンス態勢の強化に努める。

イ システムの活用

樹園地管理システムを活用し、樹園地の樹種ごとの植栽状況を正確に把握できる植栽図を作成し、園地台帳の整備を図る。

ウ 事務処理の適正化

- i 加入申込書兼変更届出書の加入申込期間内の提出

- ii 責任開始前までの加入承諾、加入不承諾の実施と共済掛金等払込通知書の適時適切な発行と共済掛金等の期限内完全徴収
- iii 責任期間中の収入保険移行者、期限内共済掛金等未納者の適切な共済関係の解除

③ 関係機関との連携強化

- ア 果樹経営安定対策で設置されている果樹産地協議会の構成員として、関係機関と連携し植栽図の整備等により地域の果樹生産支援に協力する。
- イ 果樹農家、関係機関等及び損害評価員等で構成する果樹専門推進協議会を開催し、適正且つ効率的な引受拡大を図る。
- ウ 果樹関係機関等が開催する各種会議・行事に参加し、制度の普及・定着に理解を得る。

(エ) 畑作物共済

① 加入推進方策

ア 加入推進目標

制度機能を果たせるよう、加入率が低位の地域センターを重点的に、加入率向上が図られるよう収入保険も含めた加入見込みを設定し加入推進を行う。

イ 一筆方式からの移行の取組み

円滑に移行が図られるよう、令和3年産までの移行目標を設定するとともに、移行後の保険又は方式の推進に当たっては青色申告を行っている農業者については収入保険を優先的に勧める。農業共済を選択する農業者には補償割合、単位当たり共済金額の選択により掛金負担の軽減ができることを説明するなど、農業者ニーズに応じた推進に努める。

ウ 加入推進の強化

加入推進時期の前倒しにより推進期間を確保し、継続加入から漏れた農業者全てに対しての再推進及び、加入申込書を提出しない農業者全てに対しての個別訪問を実施する。

エ 制度内容の普及

- i 大豆では廃止となる引受方式の円滑な移行と加入促進を図るため、そばについては制度の普及を図るため、加入推進用リーフレットにより制度の説明を行い、補償割合の高い方式等の加入促進を図る。

また、大豆、そばの畑作物の直接支払交付金申請者等に係る単位当たり共済金額の選択について、十分な説明を行うとともに必要に応じて選択し直しの説明を行い、適切な引受けを図る。

- ii 重要事項の説明及び加入承諾書兼共済掛金等払込通知書に算出根

拠を記し、制度内容の周知を図る。

- iii 収入保険制度については、農業者に対して畑作物共済制度との関係及び既存制度から収入保険制度に加入を切り替える場合の掛金等の取扱いについて丁寧に説明する。

② 引受けの適正化

ア 諸会議等の開催及び専門研修会等の受講

適正な引受実施のために、センター事業担当者を対象とした担当者会議等の開催、農林水産省主催の専門講習会を受講し、専門的知識の習得や職員の資質向上・平準化を図り、コンプライアンス態勢の強化に努める。

イ 事務処理の適正化

- i 加入申込書兼変更届出書の加入申込期間内の提出
- ii 共済責任期間の開始（発芽）前までの加入承諾書の発出と現地圃場確認及び播種確認の実施
- iii 共済掛金等払込通知書の適時・適切な発行並びに払込期限内の完全徴収
- iv 責任期間中の収入保険移行者、期限内共済掛金等未納者の適切な共済関係の解除

ウ 基準単収設定の適正化

- i 大豆は、過去の出荷実績が得られる組合員は、その実績値を基礎として基準単収を設定することとし、過去の実績が得られない場合は、耕地条件、肥培管理等現地確認結果及び過去の被害実績を反映した基準単収の設定による適切な引受けを図る。
- ii ホップ・そばは、過去5か年の出荷実績から中庸3か年の実績を用いた基準単収の設定とする。
- iii 蚕繭は、出荷量及び農家申告の掃立数量・見込収繭量の把握と蚕種の取引状況を調査のうえ、適正な基準収繭量の設定とする。

エ 引受けの除外

- i 圃場条件・肥培管理の内容を的確に把握し、通常肥培管理が行われないことにより基準収穫量の設定が困難であることや、共済事故の発生が確実に見込まれること等に該当する耕地については、引受除外の措置を講じる。
- ii 栽培実績のない品種及び極晩生種の栽培不適格地域（通常収穫期に収穫できない）での引受けは除外する。

③ 関係団体との連携強化

- ア 市町村農業再生協議会など関係機関・団体との情報交換に努め、畑作物の直接支払交付金申請者及び申請予定者の生産数量目標の作付面積

の把握、引受対象耕地の完全引受と単位当たり共済金額の適正な適用による引受けを行う。

イ ホップについては、ホップ農協・生産組合との事務委託契約による完全引受けを図る。

ウ 蚕繭については、関係団体の掃立箱数・配蚕日を把握し、完全引受けを図る。

(オ) 園芸施設共済

① 加入推進方策

ア 関係機関との説明会開催等

説明会の開催にあたっては、効果的な加入推進を行うため有資格者及び未加入理由の分析等により関係機関と連携し施設区分及び内作物の品目を特定した説明を行うなど効率的に開催する。また、パンフレット等加入推進資料により制度の改正点、制度の良くなった点、及び近年の自然災害による被害状況等、趣旨が正しく理解されるよう、補償内容等について丁寧に説明する。

イ 農業保険の顧客リストの整備と加入推進時期の設定

関係機関と連携し農業保険の顧客リストの整備を行い、収入保険及び他の共済事業とセットで効率的な加入推進体制となるよう加入推進時期を設定する。また、JA、その他の農業関係団体等の会議に出席し説明を通じたアンケートの実施、関係機関、基礎組織等からの情報の提供依頼をお願いし情報の更新を行い、効率的な加入推進に努める。

ウ 個別訪問

加入漏れ等を防ぐため、個別訪問などによる全ての未加入者を対象に加入推進を実施し進めるほか、新制度への加入申込切替え時期を把握し、工夫した加入推進活動を展開する。

② 引受関係

制度内容の普及

園芸施設共済担当職員は、制度改正等の内容を十分理解した上で、制度の改正点、制度の良くなった点、及び近年の自然災害による被害状況等リーフレット等を利用し加入者へ適切・的確及び丁寧な説明を行い普及拡大に努める。また、9月からの制度改正について早期対応での周知に努める。

③ 引受けの拡大

ア 有資格棟数調査（8月～10月）の実施により農業保険の顧客リストを整備し、有資格農業者及び未加入農家に対し個別訪問により加入

農家の確保により引受拡大を図る。

- イ 組合員資格の下限面積を2アールから0.5アール（ガラス室は1アールから0.25アール）に引き下げたことから、現地調査を行い耕作者やパイプハウスの型式、設置面積等の情報収集により加入推進の取り組みを行う。
- ウ 令和3年度、全国平均の加入率（戸数）として8割を見据えた目標設定が必要なことから、令和2年度は5割を下回る地域センターについては加入率6割を、6割を下回る地域センターについては、加入率7割を目標とした加入推進を行う。
- エ 令和2年度は、集団加入に係る目標を達成するため、JAの生産部会及び農家に対して、集団加入による共済掛金及び一斉加入受付による事務費賦課金の割引措置など、新制度の内容を周知し加入推進に取組み、新規加入者の獲得に努める。
- オ 被害が最も発生する被覆時期の補償ができるように、被覆前（2月～3月）に加入推進活動を重点的に行う。また、未加入者で民間保険等に加入していない農業者のうち、水稻の育苗ハウスのみを有する農業者が約1,600戸（令和元年12月31日現在）存在するため、育苗ハウスの未加入者の多い市町村を重点に加入推進を強化する。
- カ 農業保険の顧客リストを基にすべての有資格者に対するパンフレットの配布、個別訪問やJA生産部会等での制度改正による通年加入への周知による推進を進めるほか、近年、多発する自然災害等に備えるため、加入推進用リーフレットにより復旧・撤去費用を付帯しての補償の充実を図る。
- キ 市町村等主催の会議等に参加しての新規就農者の情報・新規事業及び増設棟等の情報収集及びJAの生産部会等、関係機関が開催する会議に参加し、制度の見直し点等の周知の説明及び積極的な情報交換を行う。

特に、園芸施設共済を含む損害保険への加入を要件付けされている補助事業対象者については、関係機関等から情報提供を受け、園芸施設共済制度の加入に結び付けるよう努める。
- ク 組合員に対し制度の改正点や改正の趣旨が正しく理解されるよう、個別訪問による加入推進時や引受時にも同様に、掛金や共済金額等補償内容について正確な説明に努める。
- ケ 地域センター間の格差を是正するため、引受率低位の市町村の底上げを図る。
- コ 適正な引受評価額の設定と最高補償割合が選択されるよう促す。
- サ 農家負担の公平性を確保するため、危険段階別共済掛金率を適用

した提案型推進により、収入保険制度への加入を含めた新規加入及び継続農家への補償充実を促進する。

④ 引受けの適正化

ア 諸会議等の開催

適正な引受実施のため、地域センター事業担当職員を対象とした担当課長等会議を開催し、専門的知識の習得や職員の資質向上・平準化を図り、コンプライアンス態勢の強化に努める。

イ 事務処理の適正化

特定園芸施設の現地確認及び組合員からの聞き取り調査により、適正な引受評価に努める。

⑤ 関係機関との連携強化

県、市町村、JA、関係機関、生産部会及び農業改良普及センターとの協力を得ながら連携を図るため、各種会議及び部会等に積極的に参加し、制度の普及・定着に理解を得る。

(カ) 建物・農機具共済

① 加入推進方策

ア 基礎組織の連携強化

共済部長等基礎組織との連携を図り、未加入農家、未加入物件及び低額加入者の情報収集による情報の共有化及び重点推進方策の明確化により効率的・効果的な推進体制に努める。

イ 共済部長の自主的、積極的な取組みに対する支援をするため、共済部長が推進活動等しやすい環境づくりに努める。

② 制度内容の普及

ア 加入資格基準の拡充を踏まえた未加入農家及び未加入物件の把握に努めるとともに、制度加入している組合員で建物・農機具共済未加入者への役職員による推進を図る。

イ 収入保険を含め、建物・農機具共済のセットにより、加入推進用リーフレット等を活用し、個別訪問推進時又は共済部長会議等において共済制度の仕組みの周知を図る。

ウ 組合員に対し制度の改正点や改正の趣旨が正しく理解されるよう、個別訪問による加入推進時に、掛金や共済金額等補償内容等について、丁寧な説明により正確に伝えるとともに、4月から建物共済仕組改定、農機具共済免責基準の見直し及び改正民法へ対応した内容を理解した上で早期対応での周知に努める。

エ 全農機商連加盟の農機具販売店との連携により、農機具共済パンフレット等の設置や、農機具購入者の情報収集等を図りながら一層

の加入促進を図る。

オ 広報紙及び加入推進用リーフレット等の媒体を活用しながら組合員に対する浸透を図るとともに、個別訪問推進時においては仕組みの内容等について親切・丁寧な説明を行う。

③ 引受けの適正化

ア 「建物・農機具共済（単独加入者）引受適正化等要領」により新規申込み又は更新の都度、加入資格審査を厳正に行うとともに、組合員資格審査取組状況を定期的に検証し引受けの適正化に努める。

イ 高齢者に対する個別訪問による加入推進時には、親族の同席を求めるなど、きめ細やかな取り組み及び複数回の訪問により意向確認の徹底を図り、トラブルの未然防止等に努める。

ウ 関係法令等に基づく適正な事務処理によりコンプライアンス意識の向上を図り、組合員から信頼される任意共済事業の運営となるよう定期的な会議等において共通理解に努める。

エ NOSAI協会主催研修会等の受講

建物・農機具共済事業の実務を担当する職員が研修会等を受講し、当該共済事業の仕組みや専門的知識の習得を図り、職員の資質向上・平準化を図るよう努める。

④ 補償の拡充

ア 補償の充実を図るため、収入保険と合わせた農家所有建物（農機具）の実態把握を目的とした資源量調査及び調査結果を基にした顧客リスト整備を行う。

イ 農家の補償ニーズに即した提案型推進の実行及び補完推進により、補償の拡充と未継続の解消に努める。

ウ 地域センター間の格差を是正するため、引受率及び平均共済金額が低位の地域センターの底上げを図る。

エ 加入者の補償の充実を図るため、特約として臨時費用担保特約付きを付帯した提案型推進により普及拡大を図る。

i 付帯率、目標棟数に対し2%を目標棟数とし推進をする。

ii 特約内容、臨時費用担保特約10%の補償割合を基本とした推進をする。

オ 農機具共済において、安定的な農業経営を支援する観点から個々の機種に対し新調達価額（同一性能等を有する農機具の新規取得価額をいう。）満額加入での加入推進を図る。

カ 農機具共済において、加入者負担の公平性を確保するため、「無事故割引・有事故割増制度」の導入に係る検討を進める。

(キ) 家畜診療所

- ア 適正な獣医療の提供により家畜診療所の効率的、安定的経営を行う。
- イ 家畜共済担当部署との連携により、制度の普及と安定運営に努める。
- ウ 関係機関と連携し地域畜産振興策と広域伝染病防疫措置へ協力する。

(ク) 農業経営収入保険

① 加入推進方策

収入保険の三大補償の、「経営安定を支える総合補償」・「経営発展を助けるチャレンジ補償」・「経営評価を高める信用補償」を基に、農業者にリスク管理に対して意識を高め、安定した生産体制を築いていただくことが重要であり、今後は、昨年度以上に農業者へのPRを進め、新規加入者はもとより、継続加入者の取りこぼしが無いよう、組合の体制を強化し、加入対象者を的確に把握しながら、更なる加入拡大が進むよう加入推進活動を展開する。

また、経費の節減に資するよう、下記の実施事項ごとに効率的な加入推進活動を進めていくとともに、業務の一部再委託も視野に裾野からの加入者の掘り起こしを強化する。

② 具体的取組

ア 加入推進体制の整備・目標の設定

令和元年度における経験を活かしながら、具体的な加入推進目標を設定し、関係団体等を構成員とする推進協議会を本所・地域センター内に再構築し、定期的な打合せを行い、効果的な普及・推進体制を確立する。

イ 顧客リストの整備及び更新

現在保有するリストを、農業共済の戸別訪問やアンケート・説明会を通じて整備を徹底し、推進協議会や基礎組織関係者の協力を得てリストを補完・更新する。

ウ 説明会の実施

対象者（地域別・品目別等）を絞った説明会を計画的に開催し、収入保険を優先して推進するなど、メリハリをつけた説明をする。

エ 個別推進

農業者の繁忙期と重複しないよう、優先順位（継続加入対象者・様子見者・無保険者等）、重点品目（営農類型）、重点地域・重点期間を明確にし、計画的に推進する。

オ 申請事務処理

一度に長い時間をかけず、数回に分けて事務処理を進め、事務処理は、複数人でチェックを行うことにより、情報の共有化、誤りリスクの低減に努める。

7 損害評価適正化の方策

損害評価技術の向上と適正評価を目的に、地域センター等ごとに損害評価講習会を開催し、損害評価の重要性についての認識を高め、適正な損害評価に万全を期すこととする。

(ア) 農作物共済

① 被害申告と損害評価の適正化

ア 諸会議の開催

損害評価員の評価眼の統一、評価技術の向上を図るため、損害評価員会議、損害評価講習会を開催し地域間の均衡が図られた適正・公平な損害評価を実施する。

イ 事故発生通知及び被害申告は、組合広報紙等を通じて適期適切に行われるよう組合員への周知徹底を図る。

また、半相殺方式では損害評価の方法が農家申告抜取調査に変わり、全ての被害申告耕地に係る見込収量の通知を受けることになるので、適正な申告が行われるよう併せてその旨を周知する。

ウ 関係機関等の指導助言により適期に損害評価を行うとともに、被害申告筆数に応じた適正な評価地区（班）編成を行い、適正かつ効率的な実施とする。

エ 全筆調査の評価精度向上を図るため標準圃の設置、簡易実測と抜取調査における実測調査点数を多く取り入れた損害評価を行うものとする。

オ 栽培管理・肥培管理等が不適切なため生じた損害については、分割評価を実施し、組合員間に不公平が生じないよう適正に対応する。

カ 半相殺方式を除く、一筆半損特約に係る損害評価は目視により判定するので、判定の目安となるハンドブック等を利用し適正な損害評価に努める。

② 共済金の早期支払

ア 現地評価終了後は関係機関との連絡協調、指導助言を得て、損害評価取りまとめや、事務処理の正確かつ迅速化を図り、被害が判然としているものについては、「共済金の仮渡し」を実施するとともに、農家経営の安定に資するため共済金の早期支払に努める。

イ 乾燥調製施設等管理者から施設計量結果、売渡数量、出荷数量の提供を受ける場合、早期に提供が受けられるよう調整を行う。また、

自家保有とする収穫量の把握についても早期に確定させる。

ウ 被害申告のあった組合員には、支払対象とならない場合には、必ずその旨の通知と適切な説明を行う。

(イ) 家畜共済

事務取扱要領等に基づき適正な損害評価の事務処理の実施及び確認を徹底し、迅速な事務処理と共済金の早期支払いに努める。また、改正制度について組合員へ十分な説明を行い、指定獣医師及び組合員の理解のもと適時適正に対応する。

なお、令和2年1月より責任の開始した共済関係においては、診療費の1割を組合員が負担することへの周知を図る。

① 死産事故

ア 事故発生及び異動通知は適時・適切に行うよう、広報紙等を活用して周知徹底する。

イ 現地確認の徹底と異動記録簿の確認並びに牛個体識別情報検索システムを活用し、有資格頭数と引受台帳の照合を厳正に実施する。

ウ 事故確認は、規則及び廃用認定指針に基づき厳正に実施する。

また、共済金支払とならなかった事故に対して、その旨を組合員に通知する。

エ 免責適用の周知徹底と厳正な運用に努める。

オ 支払限度率の適用と適正な損害評価による共済金の早期支払に努める。

② 病傷事故

ア 事故発生通知と提出診断書の照合を確実に実施する。

イ 事故発生通知と診断書の遅延提出に対する免責の実施及び遅延理由書の徴求を徹底する。

ウ 病傷事故共済金代理受領委任状等に基づく病傷事故共済金支払について、診断書との照合等を適正に行う。

エ 病傷事故診断書等の10%以上の現地確認調査を計画的に毎月行う。

オ 病傷給付基準を順守し、適正給付を徹底する。

(ウ) 果樹共済

① 被害申告と損害評価の適正化

ア 諸会議の開催

評価技術の資質向上を図るため、会議、損害評価講習会を開催し、地域間の均衡が図られた適正・公平な損害評価を実施する。

イ 被害申告の適正化指導

被害申告の迅速かつ的確な届出がなされるよう、広報紙等で組合員に周知する。

また、半相殺減収総合方式では損害評価の方法が農家申告抜取調査に変わり、全ての被害申告樹園地に係る見込み収量の通知を受けることになるので、適正な申告が行われるよう併せてその旨を周知する。

ウ 基準収穫量の適正な設定

基準収穫量は、共済目的・引受方式ごとに設定時期、樹園地の調査、設定指数並びに損害評価実績を勘案し、適正に設定する。

エ 損害評価の適正実施

i 共済事故発生の都度、適時損害評価を実施するとともに、分割評価を適正に行う。

ii 共済目的・引受方式ごとに共済事故発生の都度、適時に全筆調査及び抜取調査を実施するとともに、全筆調査結果の検証を行い、見込収穫（見込減収）量の適正把握を行う。また、保険金請求となる異常災害も踏まえ、被害樹園地、無被害樹園地等の写真記録の管理及び共済事故内容の分析について徹底する。

iii 台風や低気圧の通過に伴う被害発生時には、被害概況の早期把握のため見回り調査を適時に行い、適正な損害評価を実施する。

また、被害が広範囲に及ぶことがあるため、樹園地管理システムを活用した樹園地植栽図の活用を基に、評価班の事前編成及び職員対象の研修会を開催し、迅速に対応できる損害評価体制を確立する。

iv 東北農政局岩手県拠点、普及センター及びJA等と連携し、災害発生状況の把握と情報の共有化を図り、適正な損害評価を実施する。

オ 損害評価員の研修

共済目的・引受方式ごとに評価技術の向上と評価眼の統一等を図るため、損害評価員会議において研さんを図る。

② 共済金の早期支払

ア 現地損害評価終了後は、共済金の早期支払のため、損害評価事務処理の正確かつ迅速化に努め、農家経営の安定に資するため、「共済金の仮渡し」も踏まえ当初評価高を早期に取りまとめ早期支払いに努める。

イ 被害申告のあった組合員には、支払対象とならない場合には必ずその旨の通知と適切な説明を行う。

(エ) 畑作物共済

① 被害申告と損害評価の適正化

ア 諸会議の開催

評価技術の資質向上を図るため、損害評価講習会を開催し、地域間の均衡が図られた適正・公平な損害評価を実施する。

イ 事故発生通知及び被害申告は、組合広報紙等を通じて適期に適切・的確に行われるよう組合員への周知徹底を図る。

また、大豆の半相殺方式では損害評価の方法が農家申告抜取調査に変わり、全ての被害申告耕地に係る見込み収量の通知を受けることになるので、適正な申告が行われるよう併せてその旨を周知する。

ウ 被害実態に即した損害評価体制を早期に整え、地域間の均衡が取られた公平な損害評価を実施する。

エ 大豆の全筆調査は評価精度の向上を図るため、実測調査を積極的に導入する。

オ 栽培管理・肥培管理等が不適切なため生じた損害については、分割評価を適用し、組合員間の不公平が生じないよう適正に対応する。

カ ホップ、蚕繭及びそばについては、概況調査や見回り調査を実施し、共済事故の確認と分割の有無について確認を行う。

② 共済金の早期支払

ア 現地損害評価終了後は関係機関との連絡協調、指導助言を得て損害評価の取りまとめや事務処理の正確かつ迅速化を図り、農家経営の安定に資するため、被害が判然としているものについては、「共済金の仮渡し」を実施するとともに、当初評価高を早期に取りまとめ共済金の早期支払に努める。

イ 乾燥調製施設等管理者から施設計量結果、売渡数量、出荷数量の提供を受ける場合、早期に提供が受けられるよう事前の調整を行う。また、自家保有とする収穫量の把握についても早期に確定させる。

ウ 被害申告のあった組合員には、支払対象とならない場合には必ず、その旨の通知と適切な説明を行う。

(オ) 園芸施設共済

① 被害申告と損害評価の適正化

ア 損害評価の適正実施

i 被害申告漏れを無くするため、広報紙等を通じて周知徹底を図る。

ii 災害発生の都度、事故状況や損害発生状況等の早期かつ正確な把握が、適時・適切な共済金の支払を行ううえで不可欠なことから、適正な損害額を算出するための研修等を開催し、損害評価者の評価眼統一を図る。

iii 大災害発生時には、「園芸施設共済大規模災害損害評価対策要領」に基づき損害評価体制を構築し、迅速かつ適切な評価を実施するた

め、職員を対象とする研修会を開催し、人材育成及び損害評価技術の向上に努める。

イ 損害評価員の育成

施設内農作物の損害評価の技術向上と評価眼の統一を図るため、損害評価員会議において、損害評価員からの意見・助言により損害評価技術の習得の向上に努める。

ウ 関係機関との連携

施設内農作物の共済事故については、発生の都度、事故状況や損害発生状況等の早期かつ正確な把握が、適時・適切な共済金の支払いを行う上で不可欠なことから、農業研究センター及び農業改良普及センターとの連携により適正な損害評価を行う。

② 共済金の早期支払

損害評価結果の対応

- i 現地評価終了後は、共済金の早期支払をするため、評価事務処理の正確かつ迅速化に努め、損害評価書を早期に取りまとめを行う。
- ii 損害評価結果については、共済金支払の有無に関わらず、書面による通知を行う。

(カ) 建物・農機具共済

① 損害発生通知の周知

迅速、適正な損害評価を実施するため広報紙、農業共済新聞の媒体等を活用して、早期事故発生通知の報告及び損害防止に対する周知に努める。

② 損害評価の適正化

ア 新規・継続引受時等確認が必要な都度、棟（機種）毎に目視確認を行うことにより引受誤りの未然防止に努める。

イ 農機具業者に対し随時、個別訪問を行い早期修理と修理報告書の早期作成を依頼する。

ウ 大規模災害等発生時には、「任意共済大規模災害損害評価対策要領」に基づき損害評価体制を構築し、全国・東北地区等で開催する損害評価講習会において研さんを図るとともに、職員を対象とする研修会等を開催し、人材育成及び損害評価技術の向上に努めると共に自然災害等により広域災害が発生し他県等より損害評価支援要請があった場合、職員を派遣し対応を行う。

エ 建物・農機具共済においては、事故状況や損害発生状況等の早期かつ正確な把握が、適時・適切な共済金支払を行ううえで不可欠なことから、加入者に対し迅速な事故発生通知報告の周知徹底を図るとともに、遅延となっている案件については、遅延内容等の原因を分析とそれをふまえ

た改善策を講じる。また、加入者及び業者に対し事故に係る必要書類等の早期提出を求める上で、制度内容等の適切な説明を行い、理解を得ながら早期支払いに努める。

オ 建物共済と加入が重複する保険契約の物件にあつては他共済（保険）等との情報共有により共済金の早期支払いに努める。

カ 内部けん制を機能させ、正確な事務処理を行うことで共済金の過誤払等が生じないように、適切な内部管理体制の確立に努める。

8 損害防止事業の実施計画

(ア) 農作物共済

水稻・麦の被害を未然に防ぐことに重点をおき、災害発生の場合はその被害を最小限に抑えるため、市町村・JA・普及センター等関係機関と一体となった防除組織の充実・強化を図るとともに防除機等の設置、無人ヘリ及びマルチローターのオペレータ育成等を積極的に勧める。また、ポジティブリスト制度に準拠した農薬の飛散防止措置の指導を図る。

① 損害防止事業の実施

メニュー化（地域の実情に即した事業の選択制）により各地域センターの実情に合わせた損害防止事業（地上防除、防除機等購入、有害鳥獣駆除、その他損害防止に係る補助等）により、損害の未然防止に努める。

② 水稻等生育調査員の設置

県内の水稻、麦及び大豆の生育状況並びに病虫害発生状況の情報を的確に把握するため、水稻等生育調査員を委嘱、速やかに組合ホームページへの掲載等を行い、組合員へ情報提供を行い被害の軽減に努める。

③ 関係団体との連携

関係機関等との連携の強化を図り、防除組織等への指導に努める。

④ 損害防止事業の検討

メニュー化された損害防止事業について、被害低減のための効果的・効率的な運営の検討を行う。

(イ) 家畜共済

検診型損害防止事業と交付型損害防止事業に区別し、それぞれの予算の範囲内で事業運営を展開する。

事故要因の分析に基づき事故率の低減および畜産経営の支援に努めるとともに、各種研修会・講習会を開催し畜産技術の普及啓発ならびに損害防止技術の向上を図る。

(ウ) 果樹共済

気象情報、病虫害発生予察等を的確に把握し、関係機関等と連絡を密にし、組合員への情報提供と、各地域センターの実情に合わせ加入農家及び生産組合等による生産活動の支援に努める。

(エ) 畑作物共済

気象情報、病虫害発生予察等を的確に把握し、関係機関等と連絡を密にし、組合員への情報提供と、地域センターの実情に合わせ加入農家及び生産組合等による生産活動の支援に努める。

(オ) 園芸施設共済

農業用ハウス及び附帯施設への風害等を未然に防止するため、各地域センターの実情に併せ損害防止及び農家サービス事業を実施し、被害の軽減に努める。

・ 防風ネット購入に係る助成

園芸施設共済へ加入している組合員に対して、防風ネット設置に係る購入経費の一部を助成する。

(カ) 建物・農機具共済

ア 広報紙、農業共済新聞などの広報媒体を活用し、損害防止や農家支援への活動を展開する。

イ 農作業安全運動推進本部への参画と関係機関・団体との連携を図る。

ウ 地域センターの実情にあわせた損害防止活動を実施する。

9 執行体制の整備

(ア) 理事会、監事会及び内部監査体制

① 理事会

法令等順守を業務運営上の最重要課題とし、業務執行の意思決定と指導監督を行うため、年9回から11回の理事会を開催し、ガバナンス（内部統制）の強化を図る。

② 監事会

監査権限を適切に行使するため、監査方針及び監査計画を定め、中間監査及び決算監査を実施する。

③ 内部監査

内部監査規則に基づき組合長の命により監査室長が統括して毎事業年度実施する。

(イ) 事務執行体制

① 執行体制

組合長、統括理事、参事、本所4部、1室、7地域センター、3支所、3基幹家畜診療所の執行体制により、事業運営の総合的な企画・調整・指導機能の強化を図るとともに、職員個々の自覚と業務遂行・経常経費の削減に対する意識改革を促し、ムダ・ムラ・ムリを排除した効率的な業務執行を行う。

② 共済部長の設置及び職務

共済部長は、各集落に推薦依頼し、組合との連絡、事業の推進及び被害申告の取りまとめ等の連絡業務を行い、農業保険制度の普及に努める。

③ 基礎組織（地区協議会等）の育成

地域センター管内の各地区に設置している、地区協議会等との連携強化のため、研修等によって制度の知識向上を図りながら、基礎組織（地区協議会等）の育成に努め、事業の引受拡大につなげる。

④ 職制及び職員の配置計画

ア 本所、地域センターの機能分担を明確にし、事業量に応じた適切な職員数を配置するとともに、事務処理の合理化・効率化に努めつつ、農家ニーズに的確に対応できるよう、職員の意思統一を図るものとして次の会議を開催する。

i 企画会議（地域センター長及び本所課長等以上）

ii 管理職会議（地域センター及び本所毎課長等以上）

iii 事業担当者会議（担当者）

イ 地区担当を配置し、全職員による推進体制の強化を図るとともに、その責任を明確にする。

⑤ 役職員研修等の体制及び計画

ア 農林水産省、NOSA I協会等の主催する各種研修会への積極的参加、及び組合主催の研修会の開催と参加。

イ 職員の研修

組合主催のコンプライアンス研修への全員参加及び事業推進等の研修。

⑥ リスク管理体制強化への取組み

ア 資産管理の適切性に関するリスク（信用リスク・市場リスク・流動性リスク）及び業務の適切性に関するリスク（共済引受リスク・事務リスク）について、リスク管理基本方針・管理規程に基づき、リスク管理態勢の強化とリスク管理業務の適正な執行（リスクの評価・モニタリング等）を行い、リスク・コントロール等、リスク管理の高度

化を図る。

イ 「農業共済団体非常災害対応指針」に基づき策定した業務継続計画（BCP）について、役職員に対し計画内容の周知を徹底し、連絡体制の確認、地震・津波等の激甚な非常災害及び感染症を想定した訓練を本所、地域センターごとに行い、計画の実効性を確保する。また、広域災害時の損害評価について、迅速に対応するため、職員の損害評価技術の研さん（建物・園芸施設）と損害評価体制の整備を図る。

10 予算統制の方策

（ア）予算執行方針

- ① 効率的な予算執行を図るため、予算執行計画を定め計画的な執行を行う。
- ② 予算執行計画の執行状況を月ごとに把握、執行計画との差異等の原因を分析、分析結果等を含め予算執行状況を回付し、執行の効率化・経費節減について、意識向上を図る。

（イ）予算執行計画の策定

- ① 収入・支出の主要科目について、4半期ごとの収入・支出執行予定計画を策定する。
- ② 第3四半期終了後に、次の項目を検討し当初予算と執行実績との差異、執行見込等を把握し、必要な場合は予算変更を行う。
 - ア 執行時期の遅滞の有無
 - イ 予算額と執行額との差異の原因（積算基礎の妥当性・予算執行の効率化）
 - ウ 事業未実施等による未執行予算の有無（計上の必要性）
 - エ 経費節減を行える項目の有無（次年度予算への反映）

11 「農業共済団体に対する監督指針」における実施体制の改善計画

令和4年度を改善の目標年度として、以下の課題について、総務・事業委員会等において今後2年間、検討・協議を行っていくこととする。
実施体制における課題と改善策

（ア）役員体制等

- ① 監事役員定数の検討
農林水産省事務指導に沿って、監事役員定数を見直す。次期役員改選期（令和3年）において監事定数を1名削減する。
- ② 員外役員（理事・監事）の登用の検討

既に監事として税理士を登用しており継続する。

③ 役員定数や総代定数などの検討

役員体制等に関する課題検討の際に、定数の見直しまで協議した場合は、組合員に対して次期改選期（令和3年）までに、一定の方向を示していく。

(イ) 加入推進体制等

① 加入推進体制の拡充

今年度の加入実績、農業者動向等をもとに、農業共済・収入保険部門の担当者配置人数を検討する。

② 機構の見直し

収入保険加入推進対応強化のため、地域センターに収入保険専門部署を設置する。

③ 関係機関との連携強化

農業保険（農業共済・収入保険）の事業推進のため、JA等関係機関・団体の参画を得て農業保険加入推進協議会（仮称）を組織し、関係機関、団体との一層の連携強化方策を検討する。

④ 顧客リストの整備

事業横断顧客リストの整備により、効率的・複合的加入推進体制を構築する。

⑤ 農業共済ニーズ調査の実施

引き続き組合員へのアンケート調査を実施するとともに、ホームページに意見募集のページを開設し、ニーズがあれば実現に向けた検討を速やかに行う。

(ウ) 法令等順守体制

独立した内部監査部署の設置（内部監査員の選出）。

内部監査機能充実の観点から監査担当職員への研修を毎年開催し資質の向上を図る。

(エ) 業務の合理化・効率化対策

① 業務の合理化・効率化

既存の部署等の統廃合の必要性について、加入実績、農業者動向等をもとに検討する。

・令和2年度本所総務部を3課に再編。

・地域センター機構の再編及び支所、出張所の統廃合の検討。

② 将来の事業運営の計画

組合員数や共済資源の減少を想定した、中長期計画の検討を行う。

II 令和2年度事業計画書

1. 共済目的の種類別の概数、引受実績及び計画

区分	組合員数	農作物共済	
		水稲	麦
区域内の概数	人	a	a
70,770	5,395,800	369,550	
前年度引受実績	68,358	4,433,529	257,081
本年度引受計画	65,280	4,034,670	248,260
本年度引受予定率	92.2%	74.8%	67.2%

区分	家畜共済(死亡廃用共済)									
	搾乳牛	育成乳牛	繁殖用雌牛	育成・肥育牛	種豚	肉豚	肉用種雄牛	繁殖用雌馬	育成・肥育馬	種雄馬
区域内の概数	頭		頭		頭	頭	頭	頭	頭	頭
42,369	84,004		35,651	377,509	43	181	196	6		
前年度引受実績	29,696	23,609	30,266	91,553	11,242	102,624	38	120	125	7
本年度引受計画	28,254	21,178	28,762	86,391	10,876	96,923	34	111	103	5
本年度引受予定率	66.7%	50.0%	34.2%	102.8%	30.5%	25.7%	79.1%	61.3%	52.6%	83.3%

区分	家畜共済(疾病傷害共済)						
	乳用牛	肉用牛	種豚	肉豚	肉用種雄牛	一般馬	種雄馬
区域内の概数	頭		頭	頭	頭	頭	頭
42,369	84,004		35,651		43	377	6
前年度引受実績	38,510	68,958	0		41	266	7
本年度引受計画	36,786	65,820	70		37	206	6
本年度引受予定率	86.8%	78.4%	0.2%		86.1%	54.6%	100.0%

区分	果樹共済		畑作物共済			
	りんご	ぶどう	大豆	ホップ	そば	蚕繭
区域内の概数	a	a	a	a	a	箱
120,646	12,074	412,458	4,570	151,820	82.4	
前年度引受実績	33,510	2,754	201,998	3,041	42,831	72.0
本年度引受計画	27,950	1,380	166,320	3,081	42,220	54.5
本年度引受予定率	23.2%	11.4%	40.3%	67.4%	27.8%	66.2%

区分	園芸施設共済							
	ガラス室		プラスチックハウス					
	II類	I類	II類	III類	IV類甲	IV類乙	V類	VI類
区域内の概数	棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟
5	6	30,202	7	120	54	16	1,641	
前年度引受実績	3	5	21,553	6	87	51	14	1,131
本年度引受計画	3	5	22,445	6	97	45	14	1,098
本年度引受予定率	60.0%	83.3%	74.3%	85.7%	80.8%	83.3%	87.5%	66.9%

区分	任意共済	
	建物	農機具
区域内の概数	棟	台
124,880	71,000	
前年度引受実績	110,288	28,709
本年度引受計画	106,880	27,320
本年度引受予定率	85.6%	38.5%

注●区域内の概数

組合員数は、地域センター報告による。

水稲は生産目安の面積換算と作付けの動向等を基に推計し、麦・大豆は水稲生産目安と転作の動向を基に推計した面積、ホップはホップ農協の作付け予定面積、そばは農林水産統計調査から推計した面積、蚕繭はJ Aいわて平泉の掃立て見込みによる。

果樹は、地域センター調査による有資格面積、家畜・園芸施設・建物・農機具共済は、地域センター調査による。

●本年度引受計画

地域センターと協議した数値

2. 農業共済事業の規模

(1) 農作物、家畜、果樹、畑作物、園芸施設共済事業の規模

項目		引 受			共済金額	共 済 掛		
		単 位	本年度予定	前年度実績		A 総 額	B 国庫負担金	
農 作 物	水	一筆方式	a kg	1,854,367 63,887,577	2,369,896 81,916,532	千円 11,440,776	千円 131,450	千円 65,725
		半相殺方式	a kg	1,610,024 66,838,116	1,460,253 61,062,377	11,940,231	173,698	86,849
		全相殺方式	a kg	181,539 7,594,038	187,452 7,889,284	760,438	13,380	6,690
		地域インデックス方式	a kg					
	稲	品質方式	a	388,740	415,928	3,041,018	58,578	29,289
		小 計	a kg	4,034,670 138,319,731	4,433,529 150,868,193	27,182,463	377,106	188,553
		一筆方式	a kg	61,370 833,387	83,896 1,253,393	43,033	2,509	1,316
	麦	半相殺方式	a kg	1,460 19,849	461 4,078	776	46	24
		全相殺方式	a kg					
		地域インデックス方式	a kg					
		災害収入方式	a	185,430	172,724	512,165	61,632	33,143
		小 計	a kg	248,260 853,236	257,081 1,257,471	555,974	64,187	34,483
		計	a kg	4,282,930 139,172,967	4,690,610 152,125,664	27,738,437	441,293	223,036
	家 畜	死亡 廃用 共済	搾乳牛	頭	28,254	29,696	5,728,174	415,625
育成乳牛			頭	21,178	23,609	3,453,021	43,079	20,032
繁殖用雌牛			頭	28,762	30,266	8,638,419	77,575	36,030
育成・肥育牛			頭	86,391	91,553	21,590,309	310,305	144,292
繁殖用雌馬			頭	111	120	59,459	3,219	1,497
育成・肥育馬			頭	103	125	52,943	1,385	644
種豚			頭	10,876	11,242	525,186	1,169	468
肉用種雄牛			頭	34	38	9,940	472	236
種雄馬			頭	5	7	4,500	368	184
肉豚			頭	96,923	102,624	1,211,588	1,212	485
小計		頭	272,637	289,280	41,273,539	854,409	397,134	
疾病 傷害 共済		乳用牛	頭	36,786	38,510	542,327	388,029	184,116
		肉用牛	頭	65,820	68,958	725,074	318,066	150,919
		一般馬	頭	206	266	3,347	1,616	808
	種豚	頭	70	0	769	105	42	
	肉用種雄牛	頭	37	41	1,625	128	64	
	種雄馬	頭	6	7	141	34	17	
小計	頭	102,925	107,782	1,273,283	707,978	335,966		
計	頭	375,562	397,062	42,546,822	1,562,387	733,100		

金	D	E	F		単位当
C	保険料	交付(納入)保険料	手持共済掛金	収 入	たり共
農家負担金		(B - D)	(A - D)	賦課金	済金額
千円	千円	千円	千円	千円	円
65,725	101,865	△ 36,140	29,585		
86,849	135,404	△ 48,555	38,294		主食用米 188円
6,690	9,066	△ 2,376	4,314		米粉用米 84円
					飼料用米 40円
29,289	39,041	△ 9,752	19,537		
188,553	285,376	△ 96,823	91,730	89,864	
1,193	197	1,119	2,312		小麦 対象申請者 164
22	9	15	37		対象申請者以外 17円
					種子用 317円
28,489	10,049	23,094	51,583		大麦 対象申請者 126円
29,704	10,255	24,228	53,932	3,664	対象申請者以外 22円
218,257	295,631	△ 72,595	145,662	93,528	
千円	千円	千円	千円		1頭当たり 千円
222,359	56	193,210	415,569		202
23,047	35	19,997	43,044		163
41,545	86	35,944	77,489		300
166,013	216	144,076	310,089		249
1,722	1	1,496	3,218		535
741	1	643	1,384		514
701	12	456	1,157		48
236	1	235	471		292
184	1	183	367		900
727	12	473	1,200		12
457,275	421	396,713	853,988	192,866	
203,913	4	184,112	388,025		1頭当たり 千円 14
167,147	8	150,911	318,058		11
808	0	808	1,616		16
63	0	42	105		1
64	0	64	128		43
17	0	17	34		23
372,012	12	335,954	707,966	55,761	
829,287	433	732,667	1,561,954	248,627	

項 目		引 受		共済金額	共 済 掛			
		単 位	本 年 度 予 定		前 年 度 実 績	A 総 額	B 国庫負担金	
果	りんご	半相殺 減収総合短縮方式	a	1,940	1,017	33,491	2,033	1,016
		半相殺 特定危険方式	a	25,090	32,435	634,912	20,328	10,164
		樹園地 特定危険方式	a	920	58	15,271	392	196
		地域インデックス方式	a					
		小 計	a	27,950	33,510	683,674	22,753	11,376
	ぶどう	全相殺 減収方式	a	110	315	881	70	35
		半相殺 減収総合一般方式	a	1,030	2,258	26,918	1,275	637
		半相殺 減収総合短縮方式	a	110	63	4,006	186	93
		樹園地方式 減収総合一般方式	a					
		樹園地方式 減収総合短縮方式	a	130	118	1,649	74	37
		地域インデックス方式	a					
		小 計	a	1,380	2,754	33,454	1,605	802
	計		a	29,330	36,264	717,128	24,358	12,178
	畑作物	大豆	一筆方式	a	50,600	76,336		
			kg	498,329	742,917	73,633	4,609	2,535
半相殺方式			a	14,280	15,021			
			kg	148,119	156,758	23,902	1,398	769
全相殺方式			a	98,900	108,086			
		kg	1,146,658	1,243,559	212,630	19,689	10,829	
地域インデックス方式		a	2,540	2,555				
		kg	33,981	34,146	6,623	72	40	
小 計		a	166,320	201,998				
		kg	1,827,087	2,177,380	316,788	25,768	14,173	
ホップ			a	3,081	3,041			
			kg	46,839	45,870	103,514	4,751	2,613
そば		全相殺方式	a	40,540	41,861			
			kg	167,705	171,014	35,931	4,667	2,567
	地域インデックス方式	a	1,680	970				
	kg	6,126	6,086	1,327	78	43		
小 計	a	42,220	42,831					
	kg	173,831	177,100	37,258	4,745	2,610		
蚕 繭	箱	54.5	72.5					
	kg	1,517	1,990	3,686	102	51		
計		kg	2,049,274	2,402,340	461,246	35,366	19,447	
園芸施設	ガラス室	Ⅱ 類	棟	3	3	8,708	13	6
	プラスチックハウス	Ⅰ 類	棟	5	5	18,347	94	47
		Ⅱ 類	棟	22,445	21,553	4,747,566	95,229	47,614
		Ⅲ 類	棟	6	6	230,793	4,119	2,059
		Ⅳ 類(甲)	棟	97	87	376,243	2,978	1,489
		Ⅳ 類(乙)	棟	45	51	179,614	1,596	798
		Ⅴ 類	棟	14	14	42,431	296	148
		Ⅵ 類	棟	1,098	1,131	228,298	3,473	1,736
		小 計	棟	23,710	22,847	5,823,292	107,785	53,891
	計		棟	23,713	22,850	5,832,000	107,798	53,897
合 計					77,295,633	2,171,202	1,041,658	

金	D	E	H	収入	単位当
C	保険料	交付(納入)保険料	手持共済掛金	賦課金	たり共
農家負担金		(B - D)	(A - D)		済金額
千円	千円	千円	千円	千円	
1,017	836	180	1,197		早生1群 198円 1群 155円
10,164	5,241	4,923	15,087		早生2群 99円 中生3群 181円 3群 157円
196	102	94	290		中生4群 151円 4群 126円
					中生5群 111円 晩生6群 226円 6群 200円
11,377	6,179	5,197	16,574	2,236	晩生7群 133円
35	31	4	39		早生1群 380円 中生2群 519円 3群 288円
638	548	89	727		4群 227円 晩生5群 730円 6群 257円
93	75	18	111		7群 196円
37	26	11	48		
803	680	122	925	109	
12,180	6,859	5,319	17,499	2,345	
2,074	944	1,591	3,665		kg当たり 1類 対象申請者 303円
629	405	364	993		交付申請者以外 134円
8,860	7,662	3,167	12,027		種子用 478円
32	42 △	2	30		3類 311円
11,595	9,053	5,120	16,715	3,108	
2,138	1,062	1,551	3,689	493	kg当たり 2,210円
2,100	2,073	494	2,594		kg当たり 対象申請者 428円
35	47 △	4	31		交付申請者以外 136円
2,135	2,120	490	2,625	750	
51	21	30	81	6	kg当たり 2,430円
15,919	12,256	7,191	23,110	4,357	
7	0	6	13	2	1棟当たり 千円 2,902
47	1	46	93	3	3,669
47,615	13,992	33,622	81,237	12,656	211
2,060	750	1,309	3,369	21	38,465
1,489	1,024	465	1,954	100	3,878
798	749	49	847	58	3,991
148	105	43	191	9	3,030
1,737	722	1,014	2,751	421	207
53,894	17,343	36,548	90,442	13,268	
53,901	17,343	36,554	90,455	13,270	
1,129,544	332,522	709,136	1,838,680	362,127	

(2) 任意共済事業の規模

共済目的			引 受		共 済 金 額	共
			本年度予定	前年度実績		総 額
保 險	建 物	棟	棟	千円	千円	
		総合	13,570	14,343	80,182,150	257,903
	火災	93,310	95,945	1,207,147,850	1,309,513	
小 計		106,880	110,288	1,287,330,000	1,567,416	
関 係	農 機 具	台	台			
		総合	23,866	25,056	63,745,300	245,650
	損害 火災	3,454	3,653	5,209,700	6,309	
小 計		27,320	28,709	68,955,000	251,959	
合 計				1,356,285,000	1,819,375	
再共済割合 地震等以外 30% 地震等 50%						

濟 掛 金		B	C	D	1棟(台)
A	事務費賦課金	再共済掛金	再共済 手数料	手持共済掛金 A-(B-C)	当 たり 共済金額
千円	千円	千円	千円	千円	千円
186,787	71,116	96,490	22,334	112,631	5,909
719,906	589,607	395,028	157,774	482,652	12,937
906,693	660,723	491,518	180,108	595,283	
143,860	101,790			143,860	2,671
3,680	2,629			3,680	1,508
147,540	104,419			147,540	
1,054,233	765,142	491,518	180,108	742,823	

再共済手数料率 火災共済 40.50% 総合共済23.14%

3. 業務収支予算書
(1) 収入の部

単位：千円

損益計算書科目	内 訳	本年度 予算額 (A)	前年度 当初予算額 (B)	増減 (A) - (B)	摘 要
前期繰越業務残金		62,240	80,989	△ 18,749	
受取補助金	事務費補助金	1,142,308	1,239,062	△ 96,754	令和2年度内示額（前年対比92.19%）
	家畜特損防事業費	7,680	9,600	△ 1,920	
	獣医師養成確保修学資金貸与 事業費（国）	5,463	5,455	8	
	獣医師養成確保修学資金貸与 事業費（県）	5,400	5,400	0	
	市町村補助金	3,119	3,119	0	大船渡市、釜石市、陸前高田市、住田町、大槌町
	その他補助金	1,000	1,000	0	JA大船渡
	小 計	1,164,970	1,263,636	△ 98,666	
賦課金	水稻共済割	89,864	92,055	△ 2,191	面積 4,034,670a
	麦共済割	3,664	3,551	113	面積 248,260a
	家畜共済割	248,628	245,000	3,628	死亡廃用 共済金額41,273,539千円 疾病傷害 共済金額1,273,283千円
	果樹共済割	2,345	3,842	△ 1,497	面積 ぶどう 1,380a りんご27,950a
	畑作物共済割	4,357	4,575	△ 218	面積 大豆166,320a そば 42,220a ホップ3,081.2a 麥 54.54箱
	園芸施設共済割	13,270	13,388	△ 118	引受棟数 23,713棟 引受面積 3,011,797㎡
	小 計	362,128	362,411	△ 283	
受託収入		46,200	41,120	5,080	収入保険受託業務収入
損害防止収入		14,989	13,409	1,580	農作物共済14,959千円 家畜共済 30千円
受取奨励金		70	0	70	全国連事業奨励金
受取利息		264,649	275,839	△ 11,190	
事業勘定受入	農作物共済勘定受入	46,586	44,682	1,904	一般損防
	家畜共済勘定受入	24,597	51,599	△ 27,002	家畜一般損防19,477千円、家畜特損防5,120千円
	畑作物共済勘定受入	0	0	0	
	園芸施設共済勘定受入	1,000	2,000	△ 1,000	一般損防
	任意共済勘定受入	798,142	814,847	△ 16,705	建物共済金額 1,287,330,000千円 事務費賦課額660,723千円 農機具共済金額 68,955,000千円 事務費賦課額 104,419千円 受取差益戻金 33,000千円
	小 計	870,325	913,128	△ 42,803	
業務貸倒引当金戻入		0	0	0	
業務雑収入		28,768	26,816	1,952	貸室料、土地賃料、協会手数料等
建設引当金戻入		0	0	0	
修繕引当金戻入		22,224	17,806	4,418	事務所外壁等修繕
更新引当金戻入		0	17,488	△ 17,488	
事務機械化引当金戻入		86,031	127,672	△ 41,641	内部LAN、基幹システム関係
損害評価特別準備金戻入		0	0	0	
業務引当金戻入		98,000	0	98,000	
退職給与金施設預託金賦課金収入		26,751	31,078	△ 4,327	
退職給与金施設貸付受取利息		0	0	0	
有価証券処分益		0	0	0	
業務財産処分益		0	0	0	
業務雑利益		0	0	0	
合 計		3,047,345	3,171,392	△ 124,047	